

汚損、破損している市道の情報提供のお願い(参考法令)

民法

(正当防衛及び緊急避難)

第720条 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する

道路法

(道路に関する禁止行為)

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

第102条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

三 第43条(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

刑法

(器物損壊等)

第261条 前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

※市道上には、道路管理者の許可を得て設置されている物(道路構造物)があり、それらを故意に汚損・破損すると処罰の対象となります。